

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（通知文）

15 消安第 1570 号
平成 15 年 9 月 16 日

都道府県知事あて

農林水産省消費・安全局長

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの
制定について

牛海綿状脳症の発生防止の徹底を図るため、「反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成 13 年 6 月 1 日付け、13 生畜第 1366 号農林水産省生産局長通知。以下「旧ガイドライン」という。）により、配合飼料工場における反すう動物等由来たん白質の反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）用飼料への混入防止の徹底を図ることとしているところであります。今般、平成 15 年 6 月 27 日付けで、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）の一部を改正し、反すう動物を対象とする飼料の製造工程をほ乳動物由来たん白質を含む飼料等の製造工程と分離することとしたこと等に伴い、新たに反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインを別添のとおり制定したので、関係者への周知徹底方よろしくをお願いします。

なお、現に反すう動物用飼料を動物由来たん白質を含む飼料等の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料製造業者については、本ガイドラインでは、平成 17 年 3 月 31 日までは旧ガイドラインに準じた対策によることができることとしておりますが、牛海綿状脳症等の発生防止に万全を期すため、早期に本ガイドラインに準拠するよう指導方よろしくをお願いします。

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する管理の基本的な指針を示すものである。

第2 定義

次に掲げる用語の定義の他、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。

1 A 飼料

飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2 B 飼料

飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

3 動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の4の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。

ほ乳動物由来たん白質

家きん由来たん白質

魚介類由来たん白質

動物性油脂

食品残渣に由来する動物由来たん白質

飼料添加物（～に該当する物質が含まれるものに限る。）

4 容器

船のホールド、はしけ、コンテナ、バルク車、トランスバッグ、ショベル、バケツ、PP袋、紙袋その他飼料等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

5 クリーニング

清掃クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃した後、残留物がないことを目視、ふき取り等によって確認することをいう。

洗浄クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃及び洗浄（洗浄液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。）した後、残留物がないことを目視又はふき取り等により確認することをいう。

6 搬送

搬送機を用いて施設内又は施設間で飼料等及びその原料の移動を行うことをいう。

7 小分け

需要者の利用に適するように飼料及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において次のとおり、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置により、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当事者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

1 通則

A飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B飼料又は動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

A飼料として用いることとしている飼料等について、B飼料又は動物由来たん白質等が混入し、または混入したおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。

B飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、

給与に当たっても、これらの各過程において、牛肉骨粉等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。

B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。

飼料等及びその原料を扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査することとする。

作業従事者を介して B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料に混入することを防止するため、B 飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後に A 飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアール等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。

B 飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等を A 飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

- ・ 洗浄クリーニングを実施すること。
- ・ 洗浄クリーニング後に取り扱う A 飼料の最初のロットについて、動物由来たん白質等が含まれていないことを確認すること。

洗浄クリーニングは、洗浄の効果について事前に十分な検証を行った方法を用いることとする。

2 細則

(1) 搬送

A 飼料の搬送経路は、B 飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。

A 飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設けることにより、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

及び は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

A 飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

A 飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、

又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装設備等

A 飼料の包装設備は、B 飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

A 飼料の包装設備は、B 飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

A 飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化することとする。

すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認することとする。

(3) 輸送

A 飼料の輸送に当たっては、原則として A 飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化が不可能な容器は、A 飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B 飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

A 飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバグ等の容器は、B 飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

(4) 受入れ

A 飼料の受け入れに当たっては、当該飼料が A 飼料としてとの扱われているものであることを伝票等により確認することとする。

粉塵等の飛散を最小限に抑えることとする。

同時に又は連続して A 飼料と B 飼料を受け入れないこととする。

A 飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ）は、B 飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A 飼料の荷下ろし場所と B 飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

受入れに用いる容器、ほうき等の A 飼料が直接触れる器具は、専用化することとする。ただし、アンロード用機器等で専用化できないものは、使用前に洗浄クリーニングを実施することとする。

及び は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう家畜を飼養していない農家には適用しないものとする。

(5) 保管

A 飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、または専用の保管場所を設けることとする。

飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜等の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じることとする。

及び は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

容器に収められていない A 飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。

A 飼料の出荷口は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装品の出荷等

包装された A 飼料の出荷は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

(7) 給与

B 飼料は、反すう動物に給与しないこととする。

反すう動物に A 飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。

第 4 管理体制

1 管理業務

1 及び 2 の (1) から (6) までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。

飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8 年間保存することとする。

法第 25 条に規定する飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。

飼料製造管理者を設置する必要のない事業場において、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。

～ については、飼料等の製造業者及び販売業者に適用するものとする。

2 品質管理

業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A 飼料の品質を管理するため、A 飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行うこととする。

について、飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することとする。

飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。

品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理することとする。

～ については、飼料等の製造業者に適用するものとする。

第5 経過措置

現に反すう動物を対象とする飼料をほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、平成17年3月31日までの間は、引き続き旧ガイドラインに準じた対策によることができることとする。